

兵庫県立大学先端医療工学研究所規程第8号
兵庫県立大学先端医療工学研究所教員資格認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、先端医療工学研究所専任教員の研究指導の資格認定について必要な事項を定めるものとする。

(教員資格認定委員会等)

第2条 先端医療工学研究所長（以下「研究所長」という。）は、教員の資格認定の必要が生じたときは、教員資格認定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、研究所運営委員から研究所長が指名した被資格認定者の業績を審査しうると考えられる教授5名以上により構成するが、定数を満たさない場合等、必要に応じて他部局教授、学外の専門研究者を加えることができる。

3 前項の教員資格認定委員は、博士前期課程担当教員の資格認定においては博士前期課程指導教員、博士後期課程担当教員の資格認定においては博士後期課程指導教員とする。

(資格認定の実施)

第3条 委員会は、別に定める教員資格認定基準に基づいて、当該教員の資格認定について審議し、その結果を研究所運営委員会に報告する。

(補足)

第4条 この規程に定めるもののほか、教員資格認定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月19日から施行する。

研究指導教員の認定基準

制定：令和4年10月19日

1 博士前期課程

- (1) 原則として博士の学位を有し、当該専門分野で業績を評価されている教授又は准教授であること

なお、博士の学位については、専門分野等の特殊性を考慮し、同等の研究業績により準じることができるものとする。

- (2) 博士前期課程の学生を指導するに値する論文等の優れた業績を有すること。

なお、被資格認定者の専門分野、経歴により、被資格認定者の教育・社会活動を論文の一部に認定できる。

- (3) 大学学部または大学院における教育経験を有すること。

2 博士後期課程

- (1) 原則として博士の学位を有し、当該専門分野で業績を高く評価されている教授又は准教授であること

なお、博士の学位については、専門分野等の特殊性を考慮し、同等の研究業績により準じることができるものとする。

- (2) 博士後期課程の学生を指導するに値する論文等のきわめて優れた業績を有すること。

なお、被資格認定者の専門分野、経歴により、被資格認定者の教育・社会活動を論文の一部に認定できる。

- (3) 大学学部または大学院における教育経験を有すること。

【参考】大学院設置基準第9条

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと(工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織)に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
- イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
 - ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- 二 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
- イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
 - ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

- 2 博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。